

令和 5 年度

財政援助団体等監査結果報告書

八 戸 市 監 査 委 員

(令和 6. 2)

八戸市長  
熊 谷 雄 一 様

八戸市議会議長  
小 屋 敷 孝 様

八戸市監査委員 大 坪 秀 一

八戸市監査委員 倉 成 美納里

八戸市監査委員 壬 生 八十博

### 財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

# 目 次

1	監査の対象	7
2	監査の主な着眼点	7
3	監査の主な実施内容	8
4	監査の実施場所及び日程	8
5	監査の結果	8
	財政援助団体監査	9
	負担金	八戸スポーツコミッション負担金 9
	財政援助団体	八戸スポーツコミッション
	所管課	スポーツ振興課
	負担金	酔っ払いに愛を実行委員会負担金 11
	財政援助団体	酔っ払いに愛を実行委員会
	所管課	八戸ポータルミュージアム
	公の施設の指定管理者監査	13
	指定管理施設	八戸市水産科学館 13
	指定管理者	企業組合かぶあがり
	所管課	観光課

## 1 監査の対象

### (1) 対象となる財政援助団体等

#### ア 負担金

負担金	財政援助団体	所管課
八戸スポーツコミッション負担金	八戸スポーツコミッション	スポーツ振興課
酔っ払いに愛を執行委員会負担金	酔っ払いに愛を執行委員会	八戸ポータルミュージアム

#### イ 公の施設の指定管理

指定管理施設	指定管理者	所管課
八戸市水産科学館	企業組合かぶあがり	観光課

### (2) 監査の範囲

令和4年度において執行された負担金又は公の施設の指定管理に係る出納その他の事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については令和5年度執行分を含む。）

## 2 監査の主な着眼点

### (1) 財政援助団体監査

#### ア 財政援助団体関係

(ア) 負担金の請求、受領は適時に行われているか。

(イ) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(ウ) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

#### イ 所管課関係

(ア) 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。

(イ) 負担金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。

(ウ) 負担金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 指定管理者関係

(ア) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。

(イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(ウ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

(エ) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。

(オ) 利用料金を指定管理者が定めることとされている場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。

(カ) 事業報告書は適正に作成されているか。

#### イ 所管課関係

- (ア) 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。
- (イ) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (ウ) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (エ) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (カ) 事業報告書の点検は適切に行われているか。

### 3 監査の主な実施内容

財政援助団体等監査は、八戸市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象団体及び所管課ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 対象団体及び所管課の職員から当該負担金又は公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況等について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

### 4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁ほか
- (2) 日程 令和5年11月22日から令和6年1月10日まで

### 5 監査の結果

監査の結果、各財政援助団体における負担金に係る出納その他の事務は適正に執行されており、また、所管課における負担金に係る事務についても適正に執行されていると認められた。

次に、指定管理者における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正に執行されており、また、所管課における公の施設の指定管理に係る事務及び指定管理者に対する指導監督も適切に行われていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

## 財政援助団体監査

負担金 八戸スポーツコミッション負担金  
財政援助団体 八戸スポーツコミッション  
所管課 スポーツ振興課

### 1 負担金の概要

本件は、当市においてスポーツ合宿を行う団体に対し補助金の交付を行う合宿誘致事業、地域プロスポーツチームの観戦促進のための広告に対する補助金の交付及びヴァンラーレ八戸FCのホームゲーム送迎用シャトルバスの運行を行う観戦促進事業などに対する負担金である。

### 2 八戸スポーツコミッションの概要

#### (1) 設立及び目的

当市のスポーツ施設を活用した合宿・大会の誘致及び地域プロスポーツチームの観戦促進による地域経済の活性化に資することを目的に、令和4年4月に設立された。

#### (2) 組織

役員及び事務局は、次のとおりである。

##### 役員

会長	1名
副会長	1名
監事	2名

##### 事務局

事務局長	1名
事務局次長	1名
事務局員	1名

#### (3) 事業内容

令和4年度は、次の事業を実施している。

ア スポーツ合宿を行う団体に対する補助金の交付

イ 地域プロスポーツチームの観戦促進のための広告に対する補助金の交付及びヴァンラーレ八戸FCのホームゲーム送迎用シャトルバスの運行

#### (4) 決算状況

令和4年度における決算は、次のとおりである。

収入決算額	5,240,026円	(うち令和4年度八戸市負担金5,240,000円)
支出決算額	3,554,444円	
収支差額	1,685,582円	

### 3 監査項目

#### (1) 対象団体

ア 有価物等管理事務	通帳
イ 収入事務	収入事務等に関する書類

- ウ 支出事務                      支出事務等に関する書類
- (2) 所管課
- 支出事務                      負担金の支出に関する書類

#### 4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

負担金 酔っ払いに愛を実行委員会負担金  
財政援助団体 酔っ払いに愛を実行委員会  
所管課 八戸ポータルミュージアム

### 1 負担金の概要

本件は、当市の観光資源である「横丁」の魅力を市内外へ情報発信するとともに、市民の横丁文化への誇りと愛着を育てるため実施する「八戸横丁アートプロジェクト～酔っ払いに愛を～」を支援する事業への負担金である。

### 2 酔っ払いに愛を実行委員会の概要

#### (1) 設立及び目的

10月の八戸横丁月間中、市と共同で中心市街地で実施する「八戸横丁アートプロジェクト～酔っ払いに愛を～」を企画、実施することを目的に、平成29年4月に設立された。

#### (2) 組織

役員及び事務局は、次のとおりである。

##### 役員

委員長	1名
副委員長	1名
監事	1名
顧問	1名

##### 事務局（八戸ポータルミュージアム）

事務局長	1名
副事務局長	1名
事務局員	4名

#### (3) 事業内容

令和4年度は、次の事業を実施している。

- ア 横丁オンリーユーシアターの開催（横丁の屋内外で繰り広げられるダンスや演劇などのパフォーマンスを鑑賞するイベント）
- イ 八戸横丁月間ポスター・チラシの作成

#### (4) 決算状況

令和4年度における決算は、次のとおりである。

収入決算額	1,950,154円	（うち令和4年度八戸市負担金1,500,000円）
支出決算額	1,643,463円	
収支差額	306,691円	

### 3 監査項目

#### (1) 対象団体

- ア 有価物等管理事務 通帳
- イ 収入事務 収入事務等に関する書類



- ウ 支出事務                      支出事務等に関する書類
- (2) 所管課
- 支出事務                      負担金の支出に関する書類

#### 4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

# 公の施設の指定管理者監査

指定管理施設 八戸市水産科学館  
指定管理者 企業組合かぶあがり  
所管課 観光課

## 1 概要

### (1) 施設概要

ア 所在地 八戸市大字鮫町字下松苗場 14 番地 33  
イ 延床面積 2,341.46 m<sup>2</sup>  
ウ 施設内容  
1階 トイレ、倉庫等  
2階 収蔵庫、機械室、作業室等  
3階 映像展示シアター、展示室、トイレ  
4階 展望レストラン、事務室、会議室、エントランスホール  
5階 展望室、トイレ、電気室等  
塔屋 機械室等

### (2) 指定管理の内容及び期間

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項並びに八戸市水産科学館条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

(ア) 当市の水産及び海の生態に関する資料等の展示に関する業務

(イ) 水産に関する知識の普及及び向上を図るための業務

(ウ) 指定管理施設の使用許可に関する業務

(エ) 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

(オ) その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとしている。

### (3) 管理運営体制組織

館長	1 名
正規職員	5 名
パート・アルバイト職員	1 名

## 2 指定管理料（令和 4 年度）

年額 43,590,000 円

## 3 監査項目

### (1) 対象団体

ア 現金取扱事務 つり銭、小口現金  
イ 有価物等管理事務 通帳、切手、図書カード  
ウ 収入事務 利用料金、指定管理料  
エ 支出事務 支出事務等に関する書類

- オ 協定事務 指定管理に関する協定関係
- (2) 所管課
  - ア 支出事務 指定管理料等の支出に関する書類
  - イ 協定事務 指定管理に関する協定関係

#### 4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。